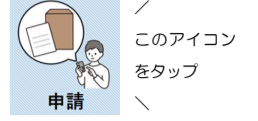


市では、市内農業者の取組みを推進するため、次のとおり助成を行います。
活用を希望される方は、申込期限までに窓口にてお申込みください。

【R7年度→R8年度 主な変更点】
かん水施設整備事業は廃止となりました。

苗木購入費助成事業と防犯カメラ整備事業は
市公式 LINE から申込みが可能です。
メニュー画面から「申請」を選択してください。



◇ふるさと農業応援事業

事業名	補助対象	補助率	補助対象者	実施要件等
苗木購入費助成事業 (りんご、桃、ぶどう、梨、おうとう)	苗木又は台木の購入費用 (台木・品種の指定なし) ※令和8年4月1日～令和9年3月20日までに納品及び支払いが完了するものに限る	1本当たり 1/3 以内 (税抜) 上限 700 円 100 本以内	市内に住所を有する農業者	果樹経営支援対策事業、雪害に係る支援事業において補助対象経費とする苗木は対象外
果樹園防風ネット張替事業	防風ネット張替に係る費用 ※ワイヤー、支柱等の付属品は対象外	1/3 以内 (税抜) 上限 50 万円	りんご・ももの経営面積が 50a 以上の市内に住所を有する農業者	果樹共済又は収入保険に加入していること ※未加入の場合は令和9年産の加入の確約が必要です
簡易トイレ整備事業	簡易トイレの購入及び設置費用	1/3 以内 (税抜) 上限 15 万円	以下のいずれかに該当する市内に住所を有する農業者	りんご・ももの経営面積 50a 以上 上限 1 台 (1 箇所) 200a 以上 上限 2 台 (2 箇所)
作業場整備事業	農地内作業場のコンクリート舗装費用 ※舗装面積5坪以上かつ業者施工により新たに施工するものに限る	事業費又は 1 m ² 当たり 14,000 円のいずれかの低い額の 1/3 以内 (税抜) 上限 15 万円	・りんご、ももの経営面積が 50a 以上 ・特産果樹 (ももを除く) の場合は、当該面積が 20a 以上 ・施設園芸作目の場合は経営面積が 5a 以上	特産果樹 (ももを除く) 経営面積 20a 以上 上限 1 台 (1 箇所) 80a 以上 上限 2 台 (2 箇所) 施設園芸経営面積 5a 以上 上限 1 台 (1 箇所) 20a 以上 上限 2 台 (2 箇所) ※過去の事業活用数も含む
防犯カメラ整備事業	防犯カメラの購入に係る経費	1/3 以内 (税抜) 上限 15 万円	経営面積が 5a 以上	1 園地当たり 5 台まで (2 園地分まで対象)
人工交配機器等購入支援事業	花粉交配機器とアタッチメントの購入に係る経費	1/3 以内 (税抜) 上限 10 万円	市内に住所を有する農業者	補助対象機器は各 1 台/年まで

◇特産果樹産地育成・ブランド確立事業

事業メニュー	補助対象経費	補助率	補助対象者	実施要綱等
支柱の購入	桃、ぶどう、梨、おうとうの支柱の購入費 (新植のみ)	1/3 以内 (税抜) 上限 1,000 円/本 60 本以内	認定農業者、認定新規就農者、営農集団 (3 戸以上の農家の団体で規約等があるもの)	国の果樹経営支援対策事業の補助対象経費を除く
樹棚の購入		1/3 以内 (税抜) 上限 170 千円/10a		
【県事業】 雨よけハウス	桃、ぶどう、梨、おうとうの雨よけハウス	1/3 以内 (税抜)		

◎世帯に市税等の滞納がある場合は補助の対象となりません。

●申込期限

令和8年5月8日(金)

●問合せ・申込先

経済部農林課生産振興係 (本庁舎3階)
TEL 44-1111 (内線 1433~1435・1439)
TEL 55-5718 (直通)